

「●●●自治会」 設立総会議案書

と き 令和●●年●●月●●日

ところ ●●●●センター

総 会 順 序

1. 開 会

2. 自治会長あいさつ及び趣旨説明

末尾の【参考】「設立趣旨」を参考にしてください。

3. 議長選出

4. 総会書記及び議事録署名者選出

5. 付議事項

議案第1号 法人格を得るための認可申請について

議案第2号 規約の制定について

議案第3号 保有資産（保有予定資産）の議決について

議案第4号 会費の額及び徴収方法、時期の議決について

議案第5号 令和●●年度事業計画の議決について

議案第6号 令和●●年度収支予算の議決について

議案第7号 令和●●年度支出予算中の流用の議決について

議案第8号 役員を選任について

議案第9号 認可申請代表者の選出について

6. 会長あいさつ

7. 閉 会

議案第1号

法人格を得るための認可申請について

現有自治会を地方自治法第260条の2第1項に規定する団体として、認可申請することについて承認を求める。

令和●●年●●月●●日提出

令和●●年●●月●●日 決

●●●自治会長 ●● ●●

議案第2号

規約の制定について

●●●自治会の規約を別紙のとおり制定することにつき、議決を求める。

令和●●年●●月●●日提出

令和●●年●●月●●日 決

●●●自治会長 ●● ●●

●●●自治会規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、住民相互の協調により、地域的な共同活動を推進し、良好な地域社会の維持と一層の発展に資することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、●●●自治会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、いなべ市●●町内の別表に示す区域とする。

(事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、三重県いなべ市●●町△△△ ●●●番地に置く。

(事業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 住民相互の連絡及び情報の提供。
- (2) 美化、清掃等、区域内の環境の整備。
- (3) 道路、水路、水道等生活環境施設の新設改良の促進
- (4) 山林、集会所その他の財産及び施設の維持管理。
- (5) 文化遺産の保存管理と伝統行事の継承。
- (6) 行政関係機関、地域諸団体との連携強化。
- (7) 住民の健康の増進と福祉の向上に関すること。
- (8) その他第1条の目的達成のために必要なこと。

第2章 会 員

(会員)

第6条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第7条 会員は、本会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第8条 第3条に定める区域に住所を有する個人で、本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申し込みがあったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第9条 会員が次の各号の1つに該当するときは、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域に住所を有しなくなったとき。
- (2) 本人から別に定める退会届が会長に提出されたとき。

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役 員

(役員の種類)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 ●人
- (2) 副会長 ●人
- (3) 会計 ●人
- (4) 組長 ●人
- (5) 監事 ●人

(役員を選任)

第11条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長、会計及び組長は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長、会計及び組長の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況または業務執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前項の報告をするため、必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

5 各組長は、本会の運営及び事業の実施について協議し、推進する。

(役員任期)

第13条 役員任期は、次のとおりとし、再任を妨げない。

- (1) 会長 ●年
- (2) 副会長 ●年
- (3) 会計 ●年
- (4) 組長 ●年
- (5) 監事 ●年

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期終了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種類)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会の構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の機能)

第16条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を協議する。

(総会の開催)

第17条 通常総会は、毎年度決算終了後、2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の1つに該当するときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会員の5分の2以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第12条第4項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項、日時及び場所を示して、開会の日々の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、総会において出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第20条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第22条 会員は、総会において各々1個の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- (1) 現金又は物品のうち、総会において別に定める額のものを処分すること。

(総会の書面表決等)

第23条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として、表決を委託することができる。

2 前項の場合における第20条及び第21条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第24条 総会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
- (2) 会員の現在数及び出席者数。(書面表決及び表決委任者を含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項。
- (4) 議事の経過の概要及びその結果。
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第25条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の機能)

第26条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に附議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(役員会の招集等)

第27条 役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。

- 2 会長は、役員²の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

ただし、会長が緊急に開催する必要があると認める場合にはこの限りではない。

(役員会の議長)

第28条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第29条 役員会には、第20条、第21条、第23条、第24条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産。
- (2) 会費。
- (3) 活動に伴う収入。
- (4) 資産から生ずる果実。
- (5) その他の収入。

(資産の管理)

第31条 本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第32条 本会の資産で第30条第1号に掲げるもののうち、総会において別に定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第34条 本会の事業計画及び予算は会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 年度開始後に、予算が総会において議決されていないときは、会長は前年度の予算を基準と

して収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書等を作成し、監事の監査を受けて毎会計年度終了後、2か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第37条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かついなべ市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第38条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散するときは、総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、地方公共団体、又は本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑 則

(備付帳簿及び書類)

第40条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(委任)

第41条 この規約の施行に関し、必要な事項は総会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、認可のあった日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第36条の規定にかかわらず認可のあった日から令和●●年12月31日までとする。

第3条別表

●●●自治会の区域

字 名	範 囲
●●●	●●●●番地～●●●●番地、●●●●番地～●●●●番地

議案第3号

保有資産（保有予定資産）の議決について

●●●自治会の保有する（保有を予定する）資産を別紙のとおり提出し議決を
求める。

記

1. 不動産

(1) 建 物

別紙資産目録のとおり

(2) 土 地

別紙資産目録のとおり

令和●●年●●月●●日提出

令和●●年●●月●●日 決

●●●自治会長 ●● ●●

保有資産目録

●●●自治会
令和 年 月 日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積 (㎡)	所 在 地 (いなべ市)	付記 (名義)

イ 土地

地 目	面 積 (㎡)	所 在 地 (いなべ市)	付 記 (名義)

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地	付 記

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

議案第4号

会費の額及び徴収方法、時期の議決について

●●●自治会の会費の額及び徴収方法、徴収時期を下記のとおり提出し、議決を求める。

記

1. 通常会費 1世帯当り 年間●●●●円

2. 特別会費 1世帯当り ●●●●

3. 徴収方法

(1) 会費納入通知書により口座振替をもって徴収

(2) 会費納入通知書により現金納付をもって徴収

4. 徴収時期

通常会費は年●回とし、●月、●月の●期に分けて徴収する。

特別会費については、●●●自治会事業等に要する会費とし、事業を行う前に徴収する。

令和●●年●●月●●日提出

令和●●年●●月●●日 決

●●●自治会長 ●● ●●

議案第5号

令和●●年度事業計画の議決について

令和●●年度●●●自治会の事業計画を別紙のとおり提出し、議決を求める。

令和●●年●●月●●日提出

令和●●年●●月●●日 決

●●●自治会長 ●● ●●

令和●●年 ●●●●自治会活動報告書

月	活 動 行 事	会 議 等	式 典 等
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

議案第6号

令和●●年度収支予算の議決について

令和●●年度●●●自治会収支予算を別紙のとおり提出し、議決を求める。

令和●●年●●月●●日提出

令和●●年●●月●●日 決

●●●自治会長 ●● ●●

令和●●年度●●●●自治会収支予算書

収入の部

単位:円

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
1	会費				
	1 通常会費				
2	使用料				
	1 センター使用料				
3	協力金				
	1 自治会協力金				
4	雑入				
	1 預金利子				
	2 その他				
6	繰越金				
	1 前年度繰越金				
合計					

支出の部

単位:円

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
1	報酬				
	1 会長				
	2 副会長				
	3 会計				
2	助成金				
	1 子供会				
	2 中学生徒会				
	3 青少年育成会				
	4 老人クラブ				
	5 自警団				
3	通常費				
	1 光熱水費				
	2 防犯灯維持費				
	3 保険料				
	4 諸費				
4	事業費				
	1 事業費				
5	予備費				
	1 予備費				
合計					

定期預金

単位:円

金融機関	令和●●年度末現在高	令和●●年度末現在高	満期日
合計			

議案第7号

令和●●年度支出予算中の流用の議決について

令和●●年度●●●自治会支出予算中の流用について下記のとおり定めることにつき議決を求める。

記

1. 支出予算中各項において不足を生じたときは、会長において款内流用することができるものとする。

令和●●年●●月●●日提出

令和●●年●●月 日 決

●●●自治会長 ●● ●●

議案第8号

役員を選任について

規約第●●条の規定による役員は、下記の者を役員として選任することにつき承認を求める。

記

役 職	住 所 (いなべ市●●町)	氏 名
会 長	●●● ▲▲▲▲番地	●● ●●
副 会 長	●●● ▲▲▲▲番地	●● ●●
会 計	●●● ▲▲▲▲番地	●● ●●
● 組 組 長	●●● ▲▲▲▲番地	●● ●●
● 組 組 長	●●● ▲▲▲▲番地	●● ●●
● 組 組 長	●●● ▲▲▲▲番地	●● ●●
● 組 組 長	●●● ▲▲▲▲番地	●● ●●
● 組 組 長	●●● ▲▲▲▲番地	●● ●●
● 組 組 長	●●● ▲▲▲▲番地	●● ●●
監 事	●●● ▲▲▲▲番地	●● ●●
監 事	●●● ▲▲▲▲番地	●● ●●

令和●●年●●月●●日提出

令和●●年●●月●●日 決

●●●自治会長 ●● ●●

議案第9号

認可申請代表者の選出について

●●●自治会を認可申請するについて、下記の者を申請者の代表とすることにつき承認を求める。

記

1. 住 所 いなべ市●●町▲▲▲▲番地

2. 氏 名 ●● ●●

令和●●年●●月●●日提出

令和●●年●●月●●日 決

●●●自治会長 ●● ●●

【参考】

設 立 趣 旨

地縁による団体（法人格）の設立については、地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき自治会の共同活動のため不動産に関する権利を保有し、地区住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する共同活動を行うため、認可を受けようとするものです。皆様には設立趣旨をご理解いただきご審議をお願いいたします。

地方自治法第260条の2第1項 抜粋

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。